

(案) パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号1】対象事業の規模要件

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<p>(1) 条例による第2種事業の下限規模をもつと小さくする必要がある。第2種事業では、15,000kW以上の事業規模を対象としていた大きい。</p> <p>(2) 広く住民意見を聞いてアセスの必要性についての判断ができるよう、第2種事業の規模要件を下げよう検討いただきたい。</p> <p>(3) 第1種事業を10,000kw以上、第2種事業は5,000kw～10,000kwと下げるべきである。</p>	<p>環境影響評価法（以下、「法」という。）では、「規模が大きい事業」について環境影響評価を行いうものと定められています。 徳島県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）は、法を補完する形で制定しており、その規模は、法の規定の50%から75%を対象事業としております。 なお、条例の対象となるドライインにより自主的に事業については、現在国が策定中であるガイドラインによっています。</p>

(案) パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号2】条例対象規模未満の事業

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<p>(1) 規模要件に満たないもので他法律、条例の規制対象となるものには、アセスメント等を示し、自主的な環境面でのチエックが十分に行えるよう、ガイドライン等を示すとともに、アセスの趣旨をセスするよう導かれたい。</p>	<p>条例の対象となならない小規模な事業については、自主的にガイドラインを用いており、このガイドラインを講じられており適切に環境配慮を考えています。</p>
<p>(2) 条例の対象ともならないような小規模の事業についても、環境への影響度合いを勘案し、一定の場合、ガイドライン等による自主的な取組を促進することも必要とされる。</p>	<p>条例の対象となる場合、一定の場合、は思われる。また、環境への影響度合いを勘案し、一定の場合は思われる。</p>
<p>(3) 徳島県の溜池リストには400余りが登録されているので、じめ県へ報告するような仕組みが必要だと思う。</p>	<p>徳島県の溜池リストには400余りが登録されているので、じめ県へ報告するような仕組みが必要だと思う。</p>

(案) パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号3】環境影響評価項目（用地の広さ）

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
環境影響評価時ににおいて用地の広さを考慮する必要があること	近年、太陽光発電の促進に伴い森林伐採、景観への影響等の問題が増加していることから、地域特性に応じては、地盤改良や土砂搬入などの工事が必要となる場合があります。

【番号4】環境影響評価項目（日陰）

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
(1) パネルの下が日陰になつてしまふのが無いのか、お教えいただきたい。	各事業による評価項目にかかる環境への影響については、なつておらず、事業者が手続きの中で事業者による評価を行なっています。
(2) 溝池を利用した太陽光パネルの設置についても、水辺に水が少くない。水面を全面的に覆われるとなると、水草は絶滅する。	阿重山植物園の育生地として適切な場所で設置するなどして、生態系に悪影響がないことを利用しておられる野鳥にも配慮する。

【番号5】近隣住民の意見

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
環境影響評価事業時には、科学的根拠に基づく評価とともに、近隣地の必要と配慮することを考えます。	環境影響評価は、事業者が環境影響の調査、予測及ぶし評価を行う制度とされています。事業結果を公表することで、より良い事業計画を立てることができます。

(案) ペブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号6】その他

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
第1種事業、第2種事業のいずれの場合においても、森林を連続した状態の自然環境保全地域（以下「自然地域」といいます）を50ha以上有するもので、発電設備を立地する場合に限り、その地域の自然環境保全地域においては、大規模太陽光発電施設の設置が認められない。との内容を改正につけ加える。	環境影響評価とは、規制するのが目的ではなく、その結果に及ぼす影響を予測及び評価を行い、より良い事業計画を作り上げていくに必要となる場合や、別途関係法令等の手続きが必要な場合等に設置する場合。

【番号7】その他

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
地域環境保全と地域循環共生圏の構築を進めることによる立地条件の整備が、地域の持続可能な発展に寄与するものと想定される場合に限り、環境影響評価を行なう。	法で規定する第1種事業（40,000kw以上）は約100haとされ（以下「平成第2種」といいます）、（30,000kwとされる場合）は法で規定する第1種事業（100haとされ）よりも相当広い面積を有するものと想定される場合は、環境影響評価を行なう。

[番号8] その他の

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
(1) 対象となる太陽電池発電所の規模は、発電容量定額と定めたことは事実であるが、これが、どちらも適切な規制であることを改めて考えます。	今回の改正の趣旨を理解いただき、ありがてぬ正な運用に努めています。
(2) 太陽電池発電所の新設事業に対して環境影響審査を実施する条例と施行規則の一部改正に賛成します。	この対象となる規制は、発電容量定額と定めたことは事実であるが、これが、どちらも適切な規制であることを改めて考えます。
(3) 今回の県条例施行規則の一部改正（案）は、これまで、受け、環境影響評価法の対象要件を補完する形で、この規制においてより小規模の事業も対象とするものとして、受付条例における「地域環境の保全」の観点から改正が望まれる。	この対象となる規制は、発電容量定額と定めたことは事実であるが、これが、どちらも適切な規制であることを改めて考えます。